

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年1月30日付けで行った法25条2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

なお、請求人から提出された審査請求書によれば、審査請求に係る処分の内容は、「令和2年2月1日付けで行った保護変更の決定」と記載されているが、当該日付は保護変更年月日であり、処分庁が本件処分を行ったのは、上記のとおり同年1月30日付けである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

年金が一定基準以下の者に、生活の支援を図ることを目的として給付された年金給付金が収入充当額に認定されたのでは、給付の目的に合わなくなる。消費税が10%になったため、緩和のため、収入に充当されたのでは、国の意図と〇〇区の行政は反する。

特別手当も収入充当額に入れられたら目的に合わない。ペースメーカーを胸に入れ、セキツイカンキョウサク症のため車イスの生活を、入院もせず施設を使うことなく生活している。国からの手当を〇〇区が横取りしていることになる。国からの手当なのだから、〇〇区の横取りはひどい。

年金給付金にしても特別手当にしても生活困窮者にとっては命をつなぐ切実なものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月11日	諮問
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）
令和3年2月24日	審議（第52回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を

基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること」としている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えないとしている。

そして、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実現するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年8月22日付社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「年金給付金通知」という。）Ⅱによれば、年金給付金は、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定するとしている。

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、年金給付金通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

(4) 収入認定の除外

次官通知第8・3・(3)・ケによれば、心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、局長通知第8・2・(6)・イによれば、特別な事由があり、都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとしている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）第7-25（答）は、福祉的給付金の特例的取扱いについて、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的な取扱いの承認を受けているところ、上記の手当の認定除外額の中には、次官通知第8・3・(3)・ケにいう8,000円の額が含まれているので、上記手当の他に

福祉的給付金を受ける場合には、別に8,000円以内の額が認定除外となるものではないとしている。

運用事例集による上記取扱いは、次官通知及び局長通知における福祉的給付金の特例的取扱いについて具体的に示したものであって、合理性が認められるものである。

2 本件処分

これを本件についてみると、請求人に対しては、年金給付金として、令和元年12月から月額5,000円が支払われることになるとされている。また、特別手当として、令和2年1月を支給手当開始とし、同年2月に初回支払額（1か月分）27,200円が支払われることになるとされている。

これに基づき、処分庁は、特別手当については、令和2年2月から4月までの3か月に分割して各9,066円を収入認定することとし、年金給付金5,000円及び特別手当9,066円に障害基礎年金及び障害厚生年金128,495円並びに心身障害者福祉手当16,500円を加えた収入額計159,061円から、心身障害者福祉手当16,500円及び介護保険料2,400円を控除した後の140,161円を、請求人の令和2年2月の収入認定額として認定していることが認められる。

そして、処分庁は、上記のことから、請求人の令和2年2月の保護費として、保護基準に基づく扶助費について、生活扶助費118,190円及び住宅扶助費39,900円の合計158,090円から上記の収入認定額140,161円を減じた17,929円とする保護変更決定を行うこととし（本件処分）、令和2年1月30日付けの本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

以上のとおり、請求人が年金給付金及び特別手当を受給したことにより、処分庁が行った請求人の保護費を変更する旨の本件処分は、上記1の法令等の定めにもとづいてなされたものであって、違

算等の事実もないことから、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張

請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美